

不在者財産管理人選任申立ての手続案内

概要

従来の住所又は居所を去り、容易に戻る見込みのない者(不在者)に財産管理人がいない場合に、家庭裁判所は、申立てにより、不在者自身や不在者の財産について利害関係を有する第三者の利益を保護するため、財産管理人選任等の処分を行うことができます。

このようにして選任された不在者財産管理人は、不在者の財産を管理、保存するほか、家庭裁判所の権限外行為許可を得た上で、不在者に代わって、遺産分割、不動産の売却等を行うことができます。

申立てができる人

- ・ 利害関係人
例)不在者の配偶者、相続人にあたる者、債権者 等
- ・ 検察官

提出先

不在者の従来の住所地を管轄する家庭裁判所です。札幌家庭裁判所本庁への申立てが可能な市町村は以下のとおりです。それ以外の申立先については、裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください(不在者の従来の住所地が不明の場合は、財産所在地の家庭裁判所又は東京家庭裁判所が申立先となります。)

(札幌家庭裁判所本庁への申立てが可能な市町村)
「不在者の従前の住所地」が、札幌市、江別市、恵庭市、北広島市、千歳市、石狩市、石狩郡(新篠津村、当別町)の場合

留意点

(1) 不在者財産管理人候補者

申立人が不在者財産管理人候補者を立てることは可能ですが(申立書に記載欄があります。)、必ずしも当該候補者が選任されるとは限りません。不在者との関係や利害関係の有無、管理財産の規模、予想される不在者財産管理人の業務等を考慮して、裁判所が最も適任と考える者を選任します。弁護士、司法書士等の専門職を選任することもあります。

(2) 予納金

不在者の流動資産(現金及び預貯金)を考慮し、管理費用及び報酬の担保として裁判所が定めた予納金の納付が必要になります。原則として、30万円から50万円です。予納金を納付してもらう時期は、申立てがされてから、裁判所が予納金の額を定めた後になります(裁判所から納付に必要な書類等を送付します。)。予納金の額について、申立て検討段階や申立て時にお問い合わせいただいてもお答えできません。この予納金は、不在者の財産として管理費用や不在者財産管理人の報酬を支払うことができる流動資産が形成できた場合は還付されますが、そうでない場合は全額又は一部が還付されない場合があります。

費用

- ・ 収入印紙 800円
 - ・ 郵便切手 1950円
(内訳 500円×2枚、110円×8枚、50円×1枚、20円×1枚)
- ※ 郵便料(現金)での納付も可能です(納付金額2000円)が、現金を郵送する方法で納付することはできません。郵便料(現金)での納付の方法は裁判所にお問い合わせください。
- ・ 予納金
裁判所が定めた金額 (申立て後、追ってお知らせします。)

添付書類

- ・ 申立書と財産目録
- ・ 不在者の財産に関する資料(不動産登記事項証明書、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類(通帳写し、残高証明書等)等)
- ・ 不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)
- ・ 不在者の戸籍附票
- ・ 不在の事実を証する資料(不在者宛ての戻り郵便、行方不明者届等)
- ・ 不在者財産管理人候補者の住民票又は戸籍附票(弁護士又は司法書士の場合は不要)
- ・ 申立人の利害関係を証する書類(戸籍謄本(全部事項証明書)、賃貸借契約書写し、金銭消費貸借契約書写し等)
- ・ 資格証明書(申立人が法人の場合)
- ・ 組合の規約・議事録等その組織の代表者及び活動内容が分かる書類
(申立人がマンション管理組合等で法人登記がされていない場合)
- ・ 委任状(代理人の申立ての場合)

(遺産分割協議目的の場合、以下の書類も必要)

- ・ 相続関係図
- ・ 遺産分割協議書案
- ・ 被相続人の遺産目録
- ・ 相続人の範囲が明らかになる戸籍謄本等一式



- ※ 審理に必要な場合は、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。
- ※ 同じ書類は1通で足りません。
- ※ 以上の戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本、住民票除票又は戸籍附票につき写しでの提出が可能です。不在者の戸籍謄本(全部事項証明書)及び戸籍附票については、3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 法定相続情報一覧図が提出された場合には、戸籍謄本等の提出は不要です。

不在者財産管理人選任手続の一般的な流れ

